

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項												
芦間高等学校	<p>管外旅費について、精算額を誤り、過誤払となっているものがあった。 また、旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延していた。</p>						<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 556 581 625">職員</th> <th data-bbox="581 556 706 625">出張先</th> <th data-bbox="706 556 988 625">出張期間</th> <th data-bbox="988 556 1181 625">旅費支給額</th> <th data-bbox="1181 556 1466 625">精算日</th> <th data-bbox="1466 556 1670 625">過誤払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 625 581 722">A</td> <td data-bbox="581 625 706 722">岐阜県</td> <td data-bbox="706 625 988 722">令和6年8月2日 及び同月3日</td> <td data-bbox="988 625 1181 722">33,300円</td> <td data-bbox="1181 625 1466 722">令和6年9月12日</td> <td data-bbox="1466 625 1670 722">1,880円</td> </tr> </tbody> </table>							職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	過誤払旅費額	A	岐阜県	令和6年8月2日 及び同月3日	33,300円	令和6年9月12日	1,880円	<p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	過誤払旅費額														
A	岐阜県	令和6年8月2日 及び同月3日	33,300円	令和6年9月12日	1,880円														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年5月27日）